

火災ごみの処理について

有料による処理(企業及び事業所、店舗向け)

150円/10kg

処理手順

火災の発生



受入れ確認
保健衛生センター



必要に応じて現地確認



分別



搬入

注意

- ・火災ごみの搬入は、り災者本人か一般廃棄物収集許可業者しかできません。
- ・火災ごみは、搬入前に分別してください。搬入基準を満たさない場合は、搬入できません。
- ・持ち込み前に必ず保健衛生センターへ連絡ください
- ・連絡時に受け入れできる火災ごみの説明をします。
- ・組合職員又は市町職員が、必要に応じて火災現場を確認し、分別などのアドバイスをすることがあります。
- ・火災ごみは、搬入前に分別してください。搬入の際に施設内で分別することはお断りします。
- ・分別の状況によっては、搬入をお断りすることがあります。
- ・分別が分からない場合は、下の連絡先にお問い合わせ下さい。
- ・搬入する日が決まりましたら保健衛生センターへ連絡ください。
- ・搬入する際は、台貫に乗る前に「精算所」にて「火災ごみ」であることをお伝えてください。
- ・搬入は、り災者本人か一般廃棄物収集運搬許可業者に限ります。それ以外の方が搬入することは違法です。
- ・搬入の際は、保健衛生センター職員が火災ごみの内容を確認します。
- ・当施設で受け入れできない火災ごみは、お持ち帰りいただきます。
- ・搬入者が火災ごみをおろしてください。

連絡先

南那須地区広域行政事務組合 保健衛生センター

連絡先 ☎83-1155 FAX83-1156

申請受付 月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時15分）

祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く